

名称 小林あらね製菓工場
 事業主 小林 浅吉
 資本金 三千円
 事業 ありね煎餅製造
 企業系統 ナシ

使用労働者 十八名 (内女二名)

三 労働者側

争議参加労働者 十名 (男)

加盟労働組合 東京金属労働組合

四 争議発生ノ時 昭和六年四月八日

五 争議発生原因

一部従業員ハ方更ナル待遇ニ堪工得ストナシ同志十名ト共ニ
 左記待遇改善其他十項目ヲ歎願書トシテ八日午前八時提出セリ

記

(一) 労働時間ヲ一日八時間トシテ已ムヲ得ス時間外労働ニ服ス
 ル時ハ一時間ニ付二歩以上支給スルコト

(二) 最低賃金ヲ二月五十銭トシテ食料代ヲ明ニスルコト

(三) 一ヶ月二回ノ皆勤手当ヲ支給シ年二回ノ賞與ハ一ヶ月以上
 支給スルコト

(四) 徒弟制度ヲ撤廃シテ最低賃金一月五十銭支給スルコト(少年
 工ニ對スルモノ)

(五) 少年工ヲ保険ニ加入センセシムコト

(六) 病氣ノ時ノ手当ハ本人ノ望ム通りニスルコト

(七) 退職手当ハ一ヶ月ニ付五日分支給シテ最低百円支給スルコト
 此ノ争議ニ犠牲者ヲ出ササルコト

(八) 争議費用ハ工場主ニ全額負擔ノコト

(九) 争議中ノ日給金額見込ノコト

右ノ通リ嘆願候也

従業員一同